第１章　総則

（定義）

第１条　この告示における用語の定義は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和５年政令第379号。第12条及び別表第１において「令」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第３号。以下「施行規則」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（令和８年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号。以下「主務省令」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一　「小規模工場等」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）であって、特定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第10条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等、省エネ法第13条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等、省エネ法第22条第２項に規定する第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、省エネ法第25条第２項に規定する第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、省エネ法第34条第２項に規定する第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、省エネ法第37条第２項に規定する第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、省エネ法第43条第２項に規定する第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は省エネ法第46条第２項に規定する第二種管理関係エネルギー管理指定工場等をいう。別表第２において同じ。）以外の工場等をいう。

二　「輸送手段」とは、貨物又は旅客を輸送（工場等の敷地外において行われる輸送（施行規則別表第１の２の項の二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者による当該輸送の区分における輸送、同表の３の項の本土と離島、沖縄島と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するための航路及び航空路における船舶又は航空機（最大離陸重量が70トン未満のものに限る。）による貨物又は旅客の輸送、同表の４の項の旅客輸送密度が４千人未満の鉄道の路線における旅客の輸送並びに同表の５の項の船舶による貨物若しくは旅客の運送（本邦内の各地間において発着するものを除く。）又は航空機の運航（本邦内の各地間におけるものを除く。）を除く。）に限る。）するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。

三　「割当年度」とは、法第34条第１項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられる年度をいう。ただし、本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度の翌年度以降に割り当てられる場合にあっては、当該本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度をいう。

四　「活動量」とは、別表第１の第１欄に掲げる特定事業活動に応じ、同表の第４欄に掲げる事業活動の規模を示す指標の数値をいう。

五　「基準活動量」とは、別表第１の備考の④から⑥までの規定に基づき算出される特定事業活動の規模を示す活動量をいう。

六　「燃料使用量」とは、その使用に伴いエネルギー起源二酸化炭素（第10号に規定するエネルギー起源二酸化炭素をいう。）を排出する燃料の使用量（単位は、ギガジュールとする。）をいう。

七　「基準燃料使用量」とは、別表第１の備考の⑦から⑨までの規定に基づき算出される事業活動の規模を示す燃料使用量をいう。

八　「エネルギー消費原単位」とは、工場等（小規模工場等を除く。）及び輸送手段については、省エネ法第16条第１項、第28条第１項、第40条第１項、第84条第３項、第85条第３項、第86条第３項、第107条第１項、第131条第１項、第136条第１項又は第145条第１項の規定による報告（以下この条及び別表第２において「省エネ法定期報告」という。）における当該工場等及び当該輸送手段に係るエネルギー消費原単位をいい、小規模工場等については、省エネ法定期報告における主として管理事務を行う本社等のエネルギー消費原単位をいう。

九　「基準エネルギー消費原単位」とは、別表第１の備考の⑩から⑫までの規定に基づき算出されるエネルギー消費原単位をいう。

十　「エネルギー起源排出量」とは、エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素（施行規則第６条第１項の表の１の項の第２欄に掲げる燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素をいい、第12号に規定する原材料起源二酸化炭素及び第14号に規定する副生燃料起源二酸化炭素を除く。以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十一　「基準エネルギー起源排出量」とは、別表第２の備考の①から⑥までの規定に基づき算出される特定事業活動以外の事業活動の規模を示すエネルギー起源排出量をいう。

十二　「原材料起源排出量」とは、原材料に係る活動に伴い発生する二酸化炭素（施行規則第６条第１項の表の１の項の第２欄に掲げる燃料の使用（還元剤として用いられる燃料の使用に限る。）並びに同表の２の項から17の項までの第２欄、同条第２項の表の第２欄、同条第３項の表の第２欄及び同条第４項の表の第２欄に掲げる活動に伴い発生する二酸化炭素をいう。以下「原材料起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十三　「基準原材料起源排出量」とは、別表第２の備考の⑦から⑨までの規定に基づき算出される特定事業活動以外の事業活動の規模を示す原材料起源排出量をいう。

十四　「副生燃料起源排出量」とは、副生燃料（石油コークス（国内で生産されたものに限る。）、コークス炉ガス、高炉ガス、発電用高炉ガス、転炉ガスその他製造工程における副産物として発生した燃料をいう。以下同じ。）の使用に伴い発生する二酸化炭素（以下「副生燃料起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十五　「基準副生燃料起源排出量」とは、別表第３の備考の①から④までの規定に基づき算出される事業活動の規模を示す副生燃料起源排出量をいう。

十六　「割当量」とは、法第34条第１項の規定により割り当てられる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量をいう。

十七　「保有義務量」とは、法第36条第１項又は第２項の規定により通知される脱炭素成長型投資事業者排出枠の量をいう。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに関する基本的事項）

第２条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ては、届出（法第33条第１項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る排出目標量を基礎として、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

一　事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項

二　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項

２　排出目標量は、工場等又は輸送手段ごとに個別排出目標量（工場等又は輸送手段ごとに定める二酸化炭素の排出量の目標をいう。以下この条及び第５条において同じ。）を設定し、当該工場等又は当該輸送手段ごとに設定した個別排出目標量を合算して得られる量とする。ただし、次の各号に掲げる工場等又は輸送手段については、それぞれ次の各号に掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により個別排出目標量を設定する。

一　小規模工場等　一以上の小規模工場等を所有する場合には、所有する全ての小規模工場等を一の工場等とみなして、個別排出目標量を設定すること。この場合において、特定事業活動が行われる小規模工場等を所有する場合であっても、所有する全ての小規模工場等を一の特定事業活動以外の事業活動が行われる工場等とみなし、個別排出目標量を設定すること。

二　小規模工場等以外の工場等又は輸送手段であって、当該工場等又は当該輸送手段において行われる二以上の事業活動が特定事業活動のみであるもの　事業活動ごとにそれぞれ一の特定事業活動が行われる工場等又は輸送手段とみなし、それぞれ個別排出目標量を設定すること。